

不妊治療費の助成

不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、治療費用の一部を助成しています。詳しくは、担当までお気軽にご相談ください。

区分	一般不妊治療	特定不妊治療
対象となる治療	医師が不妊治療と認めた次の治療（医療機関発行の証明書が必要です） ・保険適用の不妊治療・検査（タイミング法、ホルモン療法など） ・人工授精 ※証明書の取得手数料も助成の対象です。	①北海道の特定不妊治療費助成の決定を受けた特定不妊治療（体外受精・顕微授精） ②男性不妊治療（精子採取に関する手術療法） ※①の一環として行う治療のみが対象です。
助成額	1月～12月の1年間の自己負担額の合計（上限20万円）	北海道からの助成額を除いた1回の自己負担額（上限10万円）
助成回数	43歳に達するまで6回（1回＝1～12月の1カ年）	・治療開始日の妻の年齢が40歳未満→43歳に達するまで6回 ・治療開始日の妻の年齢が40歳以上43歳未満→43歳に達するまで3回
申請期限	令和2年3月31日（火）	
対象者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・治療開始日に法律上の婚姻をしている夫婦であること ・申請日時点で夫婦のいずれも町に住所を有し、かつ、助成金の交付申請をする日まで引き続き1年以上居住していること ・申請日の前年の夫婦の所得の合計額が730万円未満であること ・医療保険に加入していること ・町税を滞納していないこと ・治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること 	

特定不妊治療費の助成を受けるには、北海道の助成決定を受けている必要があります。




【北海道特定不妊治療費助成】

対象となる治療	体外受精および顕微授精ならびにそれらの一環として行う男性不妊治療
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・採卵を伴う治療 1回につき15万円（初回30万円）を上限 ・過去に凍結した胚を用いる治療 1回につき7万5000円を上限 ・男性不妊治療 1回につき15万円を上限
対象者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしていること ・夫婦のいずれか一方が道内に住所を有すること ・知事が指定した医療機関で治療したこと ・夫婦の前年の所得（合計額）が730万円未満であること

※北海道の助成制度については滝川保健所（☎24-6201）へお問い合わせください。

町子ども会育成者連絡協議会 からのお知らせ

新十津川町子ども会育成者連絡協議会（以下、町子連協）は、各地域にある子ども会育成会の集合体です。子ども会に入会すると、町子連協の行事にも参加することができます。

日時	行事名	場所	対象	内容
毎月1回程度 	かるた交流会	改善センター	子ども会員	かるた大会に向けてみんなで練習します。（学校経由のチラシでお知らせ）
6月23日(日)	子ども会社会見学	上富良野町 	子ども会員	トリックアート美術館に行き、作品を見たり、アート創作を体験します。
1月13日(月)	第42回全町子ども会かるた大会	改善センター	子ども会員 	想像力、集中力、記憶力、チームワーク、礼儀作法が身につく競技で、北海道特有の文化「下の句かるた」の大会です。
3月下旬の週末1泊2日（予定）	子ども会リーダー研修会	ネイパル砂川（予定）	小学5～6年、中学1年の子ども会員	友だちと一緒に楽しく活動しながら、リーダーとしての役割を学びます。

子ども会活動は共済の対象です！

本町では、小学生、中学生の全員が全国子ども会安全共済会と北海道子ども会見舞金制度に加入しているため、町子連協や子ども会の行事における事故やケガは補償の対象となり、見舞金を受け取ることができます。

